令和９年度　宮城県離職者等再就職訓練事業（第１回）企画提案募集要領

本事業は、国庫受託事業であり、委託訓練実施要領の見直し等に伴い、採択された企画提案の内容、金額等について変更が生じる場合があります。このため、本企画提案募集要領及び仕様書は、令和８年１１月１７日現在の情報であり、内容等に変更があり得ることを、あらかじめ御承知願います。

宮城県では、離職中や求職中の方々の再就職を支援するため、仕事に活かせる知識やスキルを身につける職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施する。

本事業は、民間教育訓練機関等が持っている知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、契約候補者の選定を行う。

１　事業名・内容

宮城県離職者等再就職訓練事業

（１）事業の趣旨・目的

厚生労働省が定める「委託訓練実施要領」に基づき、離職者等を対象として、再就職に必要な知識や技能を習得し、再就職できることを目的とした公共職業訓練を、専修学校等の民間教育訓練機関等に委託して実施する。

（２）事業概要及び委託単価上限額

各「離職者等再就職訓練仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

２　スケジュール　【４月～９月開講分】

・公　募　開　始	令和８年１１月１７日（火）
・質問の受付期限	令和８年１１月２５日（水）
・質問の回答期限	令和８年１２月１日（火）
・提案書類提出期限	令和８年１２月８日（火）１５時必着
・選　定　委　員　会	令和９年１月下旬
・選定結果通知	令和９年２月上旬
・選定結果の公表	令和９年２月上旬
・契　約　締　結	各高等技術専門校から通知
・事　業　開　始	訓練科ごとに異なる
・事　業　終　了	

３　応募資格

次に掲げる条件を全て満たした事業者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の各号に該当する者でないこと。

（２）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（３）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。

（４）宮城県が発注する業務に関して、指名停止等の措置を受けていない者であること。

（５）受託希望の訓練科を宮城県内またはその周辺地域で実施できること。

（６）訓練受講者に対する就職支援体制を有していること。

（７）訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、訓練受講者に対する就職支援を行えること。

（８）キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）（以下「能開法」という。）第２８条第１項に規定する職業訓練指導員免許を保持する者を配置し、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できること。

（９）安定した事業運営が可能と認められること。原則として、受託希望の訓練科と同等の教育訓練を１年程度実施しており、入校実績･修了実績を有する者であること。

(10) 企画提案書提出時までに事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、訓練期間中、訓練を実施する上で必要となる教室、設備及び備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア　訓練計画表に示す定員の設定が可能であること。

イ　以下のとおり訓練実施運営体制を整えること。

①　施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者１人を配置できること。

②　訓練受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務担当者を訓練実施場所に１人以上配置できること。

③　訓練受講者からの苦情等対応担当者を訓練講師以外で１人以上配置できること。また苦情対応のための体制整備を図ること。

ウ　教室の面積は、訓練受講者１人当たり１．６５㎡以上であること。

エ　屋内は全面禁煙であること。

オ　カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、次の要件を全て満たしていること。

① パソコンが１人１台の割合で設置されていること。

② ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。

カ　雇用保険適用事業所であること。

キ　委託契約を締結する日において、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が事業者に在籍していること。又は事業者がＩＳＯ２９９９３（公式教育外の学習サービス－サービス要求事項）及びＩＳＯ２１００１（教育機関－教育機関に対するマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）を取得していること。（以下「ガイドライン研修等の受講要件」という。）

(11) 教育訓練を効果的に指導できる知識、能力及び経験を有する講師が訓練を適正に運営する

ために十分確保されていること。具体的には、次の要件を満たしていること。

ア　講師は、訓練内容が実技・学科に関わらず、概ね３０人に１人以上の配置をすることを標準とすること。

イ　講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とすること。なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、能開法第３０条の２第２項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を５年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者を含む）であること。

参考：「能開法第３０条の２第２項の規定に該当する者等」とは次の者を言います。

○教科に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務経験を有する者

○教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務経験を有する者

○教科に関し、大学（短期大学を除く）を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有する者

○教科に関し、短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有する者

○教科に関し、職業能力開発促進法施行規則第４６条の規定により職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

（イ）一級の技能検定又は単一級の技能検定に合格した者

（ロ）二級の技能検定に合格した者等

※その他については、宮城県経済商工観光部産業人材対策課にお問い合わせください。

(12) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

ア　この受託業務の実施に係る基本的な部分において、著作権法（昭和４５年法律第４８号）違反等の関係法令に違反し、処罰の対象等となった者であって、当該事実が判明した日から２年を経過していない者。

イ　税法等の公序良俗に違反し、社会通念上、委託先事業者とすることが相応しくないと宮城県が判断した者。

ウ　就職状況調査において不正受給となった者であって、不正行為に係る処分を通知した日から５年を経過していない者。

エ　その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと宮城県が判断した者又は判断する者。

(13) 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。

(14)「介護職員初任者研修」を含む訓練を実施する場合は、企画提案提出時までに、実施施設の所在する都道府県の定めに基づき、介護職員初任者研修を実施する事業者の指定を受け、かつ、原則として、当該訓練科の募集開始１か月前までに、応募する訓練科を研修として指定を受けることができる者。（申請から指定を受けるまで一定の時間を要する。実施施設の所在する都道府県の定めを確認の上、適切に事務手続きを行うこと。）

４　託児サービスの設定について　＜「ＰＣ基礎科（時短コース）」のみ設定可能＞
（育児等との両立に配慮した再就職支援コース）

託児サービスを設定する場合は、訓練期間中及び休憩時間中に託児サービスを自ら又は委託に

より提供できる者とし、託児利用定員１人以上の託児サービスを提供すること。また、託児サービスの提供機関は次の（１）～（４）の基準について、いずれにも該当する機関であること。

なお、託児サービスを設定しない場合でも応募は可能だが、同一コースに複数の企画書が提出された場合は、企画書の審査において、託児サービスの設定の有無を考慮する。

（１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）に定める次のいずれかの施設。

ア　保育所（保育所型認定こども園を含む）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚労省令第６３号）を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。

イ　小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

ウ　家庭的保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。

エ　幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。

オ　認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む）

認可外保育施設指導監督基準を満たしており、自治体等が発行する「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。

カ　一時預かり事業を行う施設

児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）に規定する基準を満たしているものに限る。

（２）託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に必ず加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

（３）児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。

（４）上記のほか、各自治体等において別途基準等を定めている場合はこれを遵守すること。

５　企画提案内容

（１）訓練実施施設の概要、職業訓練の実績、訓練カリキュラム、訓練講師名簿等。

（２）訓練の内容、就職支援の計画等（資格取得及び就職、定着に向けた支援内容）。

（３）適正な事業執行に向けた訓練実施体制等。

※「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に沿った、質の高い職業訓練サービスを提供できる内容とすること。

（４）年代・職種を問わず、様々な人材がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようになることは重要であることから、全ての訓練分野に係る訓練科において、それぞれの訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定し、「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を提出すること。また、デジタルリテラ

シーに関する事項については、別途追加資料等を求める場合がある。

（５）訓練効果の向上や就職後の定着率向上のため、職場見学、職場体験及び職場実習のいずれかをカリキュラムに組み込むことについて積極的に検討すること。なお、職場見学等を設定する場合は、職場見学等を実施中の訓練受講者による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任に対する民間保険への加入が望ましい。また、職場見学等を実施した場合は発注者に報告すること。

（６）生成ＡＩはさまざまな場面・目的で利用可能な便利なツールであり、今後の生活の中で生成ＡＩに触れる機会も多いことから、生成ＡＩの活用事例、利用方法等について、カリキュラムに組み込むことについて積極的に検討すること。

６　応募の手続き

（１）企画提案書類の提出について

２に定める提出期限内に、下記宛先まで提出すること。なお、郵送時は、封筒に「宮城県離職者等再就職訓練事業企画提案書在中」と表記し、簡易書留、特定記録等を用い配達記録が残るようにすること。

宛先	〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号 宮城県庁行政庁舎１４階北側
送付先	宮城県経済商工観光部　産業人材対策課　人材育成第一班
電話番号	022-211-2762

（２）応募関係書類

３　応募資格を確認の上、必要な書類を下記により提出すること。

ア　企画提案書　様式、別紙及び別添また該当する場合、「別紙３別添　就職実績向上計画」　６部（正１部　副５部）

① 要領、仕様書、訓練計画表、訓練内容等、コース概要に基づき企画提案書を作成し提出すること。

② 規格はＡ４版とすること。

③ 片面・白黒印刷で作成すること。

④ ページ番号を下部、中央につけること。なお、企画提案一覧表、　別添、資料はページ番号不要。

⑤ 「様式６　訓練の内容」・「別紙３　就職支援の計画」は、２ページ以内で作成すること。文字は１０．５ポイント以上。

⑥ 求める書類以外の、別紙・別添・別冊等は提出しないこと。

イ　その他 必要な資料　２部

※企画提案様式（産業人材対策課あて）Excel ファイル内、「企画提案一覧表」及び「企画提案書類一覧表」を確認し、当該「企画提案一覧表」もあわせて提出すること。

（３）選定後に発注者に提出する書類

ア　入札時に提出する書類　１部

「企画提案書類一覧表」に規定する「様式９　訓練経費内訳書」、「様式１０　託児サービス経費内訳書」（時短コースで設定する場合のみ）は、**１０**による契約手続きにおいて、入札の際に発注者に提出すること。

イ　契約後７日以内に提出する書類　１部

「様式１１　業務委託契約関係書類提出書」により「企画提案書類一覧表」に規定する「契約後７日以内に提出する書類」を、**１０**による契約締結後７日以内に発注者へ提出す

ること。

なお、提出された書類が、企画提案書類の内容と異なる場合は、「発注者の解除権」により契約を取り消す可能性があるので、十分留意すること。

（４）企画提案書作成上の留意事項

ア　企画提案書は、訓練日程や真に実施可能な訓練科であることを踏まえて提出することとし、１つの訓練科について、同一法人が複数の企画提案を行うことはできない。また、契約候補者として選定された後の辞退は認めない。

※選定された場合に受託できる訓練科のみ受け付けることとし、企画提案書提出後に施設収容状況等を理由とする辞退は認めない。また、訓練期間の重複等による調整は行わない。

イ　企画提案書は、離職者等の受講が見込まれ、かつ、訓練受講者の就職促進に真に資する内容とすること。

ウ　企画提案書の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

エ　企画提案書の内容は、訓練開始時の状況（見込み）を記載することとし、契約候補者選定後は真にやむを得ない理由を除き、契約候補者の事情による企画提案書の変更は認めない。

オ　訓練期間については訓練計画表のとおりとする。

カ　訓練定員については訓練計画表のとおりとするが、訓練受講希望者の応募状況によっては、発注者と契約候補者との協議により定員を増やすことがある。

キ　（２）に示す提出書類の他に、発注者が必要と認める場合には、その他書類の提出を求めることがある。

（５）企画提案書を提出した後の変更等

提出された書類については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない（補正を求めた場合を除く）。また、提出された書類は一切返却しない。提出後に取り下げた場合も同様とする。

（６）無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

ア　提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

イ　本要領並びに離職者等再就職訓練各仕様書及び別添、訓練計画表・訓練内容等・コース概要に従っていない場合。

ウ　企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。

エ　民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

（７）その他

ア　企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（別紙様式）を郵送にて提出すること。

イ　企画提案書の再提出は、認めない。

ウ　審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

エ　企画提案書に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

７　質問の受付及び回答

（１）質問書の提出について

２に定める期日までに、電子メールにより質問書（別紙様式）を下記メールアドレスに提

出すること。電子メールの表題は「【質問書】令和９年度委託訓練」とすること。

提出先	sanzinj1@pref.miyagi.lg.jp 宮城県経済商工観光部　産業人材対策課　人材育成第一班

（２）回答

受付期間内に受信した質問に対する回答は、**２**に定める期日を目途に宮城県産業人材対策課のホームページへ掲載する。

※産業人材対策課ホームページ　https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/

※質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

８　審査の方法・審査基準

（１）応募のあった訓練科の企画提案書について、選定委員会において、以下の評価基準等に基づいて審査する。

（２）評価基準等

評価項目	評価内容	配点
（１）訓練実施体制	受託実績、職業紹介事業の届出、職業訓練サービスガイドライン研修の受講・適合事業所認定の取得、立地環境、施設設備、補講実施の有無、事務担当者の配置等	１６点
（２）訓練の実績	就職状況報告書の回収率、公的職業訓練等の過去の就職率、資格取得実績等	３０点
（３）訓練の内容	カリキュラム、テキスト、教科目の指導方法、評価方法、職場見学等の実施、生成ＡＩに関するカリキュラム設定、講師のスキルアップ、苦情対応の取組み等	２２点
（４）訓練講師体制	担任の配置、訓練講師の所持資格・指導経験、就職支援責任者・担当者の配置・所持資格等	１０点
（５）就職支援の計画	キャリアコンサルティング、履歴書・職務経歴書等の作成指導、就職講話実施、模擬面接、求人情報の提供、個別就職相談、訓練修了者への就職支援等	２０点
（６）その他	的確な事務処理	２点
	合　　計	１００点

【順位点・・・１位：２点、２位：１点、３位以下：０点】

※円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去２年以内に本事業に関して宮城県から文書指導を受けた場合は１０点を減ずる。

（３）知識等習得コースにおける特例（時短コース含む）

過去に開講した同分野・同レベルの訓練科（以下「同種の訓練科」という。）における就職支援経費就職率が２回連続して３５%未満となった場合、それ以後直近の宮城県が行う委託先事業者選定に当たって、当該提案者が同種の訓練科の設定を希望する場合には、当該訓練科は委託の対象としない。ただし、直近の委託先事業者選定までの間において、同種の訓練科の実施に関して既に委託契約を締結又は締結を予定している場合には、発注者による改善指導・助言を受けることを前提に当該訓練科に係る委託契約の締結、訓練実施を認めることとする。この際、以後直近の委託先事業者選定までの間に実施した訓練科の就職支援経費就職率が３５%以上となった場合に限り、当該提案者が当該訓練科の設定を希望する場合、選定の対象とする。

なお、この項における「就職支援経費就職率」の算定に係る就職者については、離職者等

再就職訓練仕様書７（２）エに定める対象就職者に準ずる。

また、就職支援経費就職率が２回連続して３５%未満となった以降、当該提案者が同種の訓練科について最初の提案を希望する場合、企画提案時に「別紙３別添　就職実績向上計画」に改善点をまとめ提出すること。

＜委託先事業者の選定に係る就職率（就職支援経費就職率）＞

$$\frac{\text{（訓練修了３か月後の就職者数＋就職のための中退者）}}{\text{（訓練修了者＋就職のための中退者）}} \times １００$$

（４）ｅラーニングコースおける特例

ｅラーニングコースを実施した結果、就職率が３５%未満であった場合は、同一提案者による同一又は類似の訓練科（以下「同種の訓練科」という。）について、原則として次回の委託の対象としない。ただし、当該提案者が、就職率が低調となった要因を分析した上で、発注者が、就職率が向上するよう訓練内容又は就職支援内容の見直しの助言・指導を行った場合は、委託の対象として差し支えない。また、助言・指導を行ったにもかかわらず２回連続して就職率が３５%未満であった場合は、それ以降において同種の訓練科を委託の対象としない。

なお、当該提案者が独自に実施した訓練科の就職率が３５%以上となった場合は、改めて選定の対象とする。

※ｅラーニングコースの就職率は、就職状況報告書総括表の就職率（統計用）の就職率のこと。

また、就職率が２回連続して３５%未満となった以降、当該提案者が同種の訓練科について最初の提案を希望する場合、企画提案時に「別紙３別添　就職実績向上計画」に改善点をまとめ提出すること。

（５）各委員が採点した得点の総計の平均が５割に満たない場合は、契約候補者の対象外とする。

（６）提案者が１者の場合、契約候補者として適切かどうかを審査し、可否を判断する。

（７）提案者が２者以上の場合は、業務の目的に合致し効率的かつ効果的な企画で、各委員が付けた順位点が一番高い提案を行った１者を契約候補者として選定する。

ただし、各委員が付けた順位点の総計が同点の場合は、協議の上契約候補者を選定する。

（８）審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

（９）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるとき。

イ　他の企画提案事業者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の企画提案事業者に対して、企画提案の内容を意図的に開示したとき。

エ　企画提案書類に虚偽の記載を行ったとき。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

９　審査結果

（１）審査結果の通知

選定委員会終了後、企画提案事業者に対し書面にて通知する。

（２）審査結果の公表

契約候補者選定過程の透明性を確保するため、契約候補者の事業者名称等について、産業人材対策課のホームページにて公表する。

（３）契約

ア　契約候補者が選定された後、訓練科ごとに発注者と契約手続きを行う。契約に関する手続きの詳細・時期等については、契約候補者選定後、発注者から説明を行う。また、契約に関する諸手続きは、本要領及び別紙仕様書の内容により行う。

イ　契約交渉の相手方として選定された事業者が、契約締結日までに**３　応募資格**に該当しなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

ウ　発注者は、下記の地域区分に応じた各高等技術専門校の長とする。

ただし、離－２、離－１３、離－２１、ｅ－１については、仙台高等技術専門校の長とする。

地域区分	訓練実施予定場所	発注者
県 南 地 域	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡	白石高等技術専門校
仙 台 地 域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡	仙台高等技術専門校
県 北 地 域	大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡	大崎高等技術専門校
県 東 地 域	石巻市、東松島市、登米市、牡鹿郡	石巻高等技術専門校
気仙沼地域	気仙沼市、本吉郡、またはその周辺地域	気仙沼高等技術専門校
全　　域	宮城県内	白石高等技術専門校

１０　委託契約の締結について

原則として、選定委員会で選定された事業者を契約候補者として、本委託業務を委託するものとする。発注者は、選定した契約候補者と詳細を協議し、別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結する。

なお、選定された事業者が業務委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約候補者として、業務委託契約を締結する。

採択された提案の実際の業務内容や進め方については、随時、発注者と協議して決定する。

この契約は、電子契約を選択することができる。

１１　注意事項

（１）本要領に定めのない事項については、宮城県の指示に従うこと。

（２）企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

１２　問い合わせ先

住所　　〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号　宮城県庁行政庁舎１４階北側
担当課　　宮城県経済商工観光部　産業人材対策課　人材育成第一班
電話番号　022-211-2762